

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案要綱

第一 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

一 使用が廃止された有害物質使用特定施設の工場の敷地であつた土地であつて、健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたものについては土壤汚染状況調査が猶予されているところ、当該確認に係る土地の形質の変更を行う場合（軽易な行為等を除く。）には、当該土地の所有者等はあらかじめ届け出なければならないこととする事。

（第三条第七項関係）

二 都道府県知事は、一の規定による届出を受けた場合は、当該土地の土壤の汚染状況について、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の結果を報告すべき旨を命ずるものとする事。

（第三条第八項関係）

第二 都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善

一 都道府県知事は、土地の所有者等に対し、要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置等を示して、実施措置を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする事。

（第七条第一項関係）

二 都道府県知事は、都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に
対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができるとすること。（第七条第二項関係）

三 汚染除去等計画を提出した者は、汚染除去等計画を変更したときは、変更後の汚染除去等計画を都道
府県知事に提出しなければならないこととする。（第七条第三項関係）

四 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実
施措置が技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に
限り当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができるとすること。（第七条第四項関係）

五 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従つて実施措置を講じなければならないこ
ととする。（第七条第七項関係）

六 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、その
旨を都道府県知事に報告しなければならないこととする。（第七条第九項関係）

七 その他所要の規定を整備すること。

第三 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出制度の整備

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針に基づく一定の要件に該当する土地の形質の変更については、事後届出とすること。
(第十二条第一項及び第四項関係)

第四 汚染土壌の処理に係る特例等

一 土壌の汚染が専ら自然に由来する等の一定の要件を満たす形質変更時要届出区域内の土地の土壌を他の同様の区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合等を、汚染土壌の処理の汚染土壌処理業者への委託を不要とする場合に追加すること。
(第十八条関係)

二 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が汚染土壌の処理を行うことについて、国等と都道府県知事との協議が成立したときは、国等に対して汚染土壌処理業の許可があつたものとみなす特例を定めること。
(第二十七条の五関係)

三 その他所要の規定を整備すること。

第五 その他

一 一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の汚染状況について、都道府県知事に対し、土地の形質の変更の届出に併せて土壌汚染状

況調査の結果を提出することができることとする。 (第四条第二項関係)

二 区域指定が解除された要措置区域等の台帳を調製及び保管しなければならないこととする。 (第十五条第一項関係)

三 汚染土壌処理業の許可基準及び承継規定を整備すること。 (第二十二條第三項及び第二十七條の二から第二十七條の四まで関係)

四 指定調査機関に係る変更事項について事後届出に変更すること。 (第三十五條関係)

五 都道府県知事による情報収集事項として、当該都道府県の区域内の土地についての、土壌の特定有害物質による汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を追加すること。 (第六十一條第一項関係)

六 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。 (第六十一條の二関係)

七 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第五については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の土壌汚染対策法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第七条関係)